

平成24年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会 会議録第1号

招集年月日	平成24年2月24日							
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場							
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成24年2月24日 午後1時59分			議 長	原田 謹吾		
	散 会	平成24年2月24日 午後2時29分			議 長	原田 謹吾		
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名		出欠	番 号	氏 名		出欠
	1 番	前 田 敏 美		○	10番	武 村 弘 正		×
	2 番	末 藤 正 幸		○	11番	原 田 謹 吾		○
	3 番	吉 川 里 已		○	12番	田 中 源 一		○
	4 番	北 村 和 博		○	13番	武 富 久		○
	5 番	橋 川 宏 彰		×	14番	片 渕 弘 晃		○
	6 番	福 井 正		○	15番	溝 上 良 夫		○
	7 番	谷 口 太一郎		×	16番	岩 島 正 昭		○
	8 番	太 田 重 喜		○	17番	末 次 利 男		○
	9 番	田 口 好 秋		○				
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名		氏 名	出欠	職 名		氏 名	出欠
	管 理 者		樋 渡 啓 祐	○	消 防 長		坂 口 勉	○
	副 管 理 者		樋 口 久 俊	○	消 防 次 長		峰 松 靖 規	○
	事 務 局 長		橋 口 正 紀	○	消 防 次 長 兼 警 防 課 長		渕 上 正 昭	○
	会 計 管 理 者		山 口 光 則	○	消 防 本 部 総 務 課 長		松 尾 敏 光	○
	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長		澤 野 政 信	○	消 防 本 部 予 防 課 長		貞 松 光 良	○
	電 算 セ ン タ ー 所 長		小 川 豊 年	○	消 防 本 部 通 信 指 令 課 長		江 口 正 人	○
	環 境 施 設 課 長 兼 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長		山 口 利 夫	○				
	介 護 保 険 事 務 所 所 長 兼 総 務 管 理 課 長		富 永 誠	○				
介 護 保 険 事 務 所 業 務 課 長		一 ノ 瀬 健 二	○					
議 事 日 程	別紙のとおり							
会 議 付 議 事 件	別紙のとおり							
会 議 の 経 過	別紙のとおり							

杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成24年 2月24日（金）から平成24年 3月27日（火）まで

(2) 日 程

月・日（曜）	摘 要
2月24日（金）	開会・開議（午後2時） 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明） 議案審議（第1号議案～第6号議案） （質疑・討論・採決） 散会
2月25日（土） ～ 3月26日（月）	休会
3月27日（火）	開議（午後2時） 議長報告 議席の指定 議案審議（第7号議案～第9号議案） （質疑・討論・採決） 議案審議（報告第1号） （質疑） 閉会

2. 議事日程について

議事日程（第1号）	
平成24年2月24日（金曜日） 午後2時 開議	
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第4	第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）	
日程第5	第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）	
日程第6	第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）	
日程第7	第4号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
（質疑・討論・採決）	
日程第8	第5号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回）
（質疑・討論・採決）	
日程第9	第6号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2回）
（質疑・討論・採決）	
散 会	

午後 1 時59分 開会

○議長（原田謹吾君）

本日、5番橋川議員、7番谷口議員、10番武村議員が公務等のため欠席でございます。ただいまの出席議員14名でございます。定足数に達しておりますので、平成24年杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田謹吾君）

それでは、日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員として、

2番 末 藤 正 幸 議員

14番 片 淵 弘 晃 議員

17番 末 次 利 男 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日2月24日から3月27日までの33日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日2月24日から3月27日までの33日間と決定いたしました。

日程第3 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第3. 議案の一括上程であります。

第1号議案から第9号議案までの9議案を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（樋渡啓祐君）

お疲れさまでございます。本日、ここに平成24年杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会を招集し、諸案件について御審議をお願いするものであります。

まず、議案の説明に入ります前に、昨年11月末の被災地瓦れき受け入れに関しまして、構成市町の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。おわびを申し上げます。当初は、12月6日開催の構成市町の首長会議に諮る予定にしておりましたが、一部報道が先行いたしましたため、各市民の皆様方、町民の皆様方、そして職員等に脅迫電話等々がありまして、首長会議に提案することを先送りした次第であります。

現在、被災地瓦れき受け入れに関しましては、私自身、武雄市長として、あるいは管理者として白紙の状態ではありますが、私は震災直後から十数回現地へ足を運びました。10メートル、20メートル、30メートルになんなんとする瓦れきを見てまいりました。言うまでもなく、そして私が申すまでもなく、報道等でこの瓦れきそのものが被災地復興、復旧の大きな妨げになっているのが被災地の現状であります。

そういった中で、私自身、前原民主党政調会長を初めとして与野党の幹部の方々に直接お会いして申し上げておりますのは、震災瓦れきの広域処理のための特別立法をしてほしいということをおっしゃっております。総理がお願いをしたりいろんな、後で議長からもお話があるかと思っておりますけれども、いろんなところからお願いで済むような話ではありません。そういう中で、ぜひ国としてこういうふうにするんだということの特別立法なくしてこの震災瓦れきの処理は絶対に進まないと思っておりますので、これは皆様方のお力をかりながら、また国に対して申し上げてまいりたいと思っております。このスキームができて地域住民の皆さんたちが落ちついた状況の中で、議員各位、そして構成市町、特に首長さんを初めとして地域住民の皆様方と協議をいたしてまいりたいと思っております。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案しております案件は、条例改正、補正予算、新年度予算がそれぞれ3件で、合計9議案であります。

第1号議案及び第2号議案は、関係する政令及び省令の改正に伴い、杵藤地区広域市町村圏組合手数料条例及び火災予防条例の一部を改正いたすものであります。

第3号議案は、本組合介護保険条例の一部を改正する条例で、第5期の介護保険事業計画に基づき保険料率を改正いたすものであります。

第4号議案から第6号議案までは、平成23年度一般会計及び特別会計の補正予算で、主に事業の確定、決算見込みに伴う予算の調整を行うものであります。

第7号議案から第9号議案までは、平成24年度一般会計及び特別会計の当初予算であり、新年度におきましても当組合の事業計画や財政計画を踏まえながら、効率的かつ効果的な広域行政の推進を図るため、適正な予算編成に努め、御提案いたすものであります。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ簡潔に御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4～第5 第1号議案～第2号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第4. 第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例、
日程第5. 第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の2
議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（坂口 勉君）

それでは、第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例
について御説明を申し上げます。

議案書の1ページと、議案説明資料の1ページから4ページにかけて記載しております参
考資料及び新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回御審議をお願いいたします当組合消防手数料条例の一部を改正する条例については、
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が平成23年12月21日付で公布されまし
たので、当組合消防手数料条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に新たに技術上の基
準が設けられたことに伴い、浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所に係る審査手数料が設けら
れたためであります。

なお、今回の改正は、審査手数料については、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所と同額で
あり、別表の表中に浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の追加であります。

改正省令は平成24年4月1日から施行されますため、議会の御審議を賜りますよう、よろ

しくお願い申し上げます。

続きまして、第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の2ページから3ページと、議案説明資料の5ページから8ページに記載しております参考資料及び新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

今回御審議をお願いしております当組合火災予防条例の一部を改正する条例については、危険物の規則に関する政令の一部改正により、当組合火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことに伴い、現に指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱っているものの一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について経過措置が設けられております。

なお、今回の改正は、予防条例本則の改正ではありません。昭和48年条例第15号の一部改正となり、附則第4項の次に新たに4項を加えるものであります。

改正政令は、平成24年7月1日から施行されるため、議会の御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（原田謹吾君）

これより2議案に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑を終わります。

それでは、討論を一括して行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。

第1号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第1号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第2号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第2号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第6 第3号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第6．第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（富永 誠君）

第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

改正の趣旨は、平成24年度から平成26年度までの3年間、杵藤地区区内にお住まいの65歳以上の方からいただく介護保険料を定めるものです。

保険料の額は、基準となります条例第4条第5号に掲げる方、所得段階では第4段階に該当する方において、年額58,824円とするもので、月額にして4,902円となります。現行の保険料と比較すれば、年額で7,056円、月額で588円、率にいたしまして13.63%の引き上げとなります。改正の内容は、条例第4条第1号から第8号に掲げる8つの区分の方について、保険料の年額を29,412円から108,825円にそれぞれ改め、附則第3条で条例第4条第3号に掲げる方を細分化し、新たに保険料を軽減する段階を設けて、年額41,177円、月額3,431円とし、附則第4条において、これまで基準額の0.90に軽減を行っていた方につきましては引き続き軽減を継続し、年額52,942円、月額4,412円とするものです。

今回の改正では、新たに保険料の軽減措置を実施することと、御本人が非課税である方の保険料引き上げ額を圧縮するために、御本人が課税である方、すなわち第4条第5号から第8号に掲げる方につきましては引き上げ率を18.57%から22.72%の間とし、御負担を基準額

の引き上げ率13.63%より多くお願いすることとしております。

このほか、第4条第6号アの合計所得金額については、介護保険法施行規則の改正に準じて2,000千円未満から1,900千円未満に改めます。

本議案は、提案理由にもあるとおり、杵藤地区の介護保険第5期事業計画策定の審議経過に基づいて保険料を算出し提案をいたしております。

別冊の資料2、第5期杵藤地区介護保険事業計画の保険給付等見込み及び保険料（案）については、今回の保険料を御提案した経緯や算出方法等を掲載いたしております。

このほか、資料2、7ページに今回の改正案の保険料所得段階別設定の内容、8ページに所得段階別保険料年額及び月額、9ページに現行の保険料と改正案との比較、10ページから11ページには保険料設定に影響を与えた要因を列挙いたしております。

また、追加資料として、本日お配りいたしましたけれども、県内の他の保険者の状況を調査いたしておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

これより議案に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。

第3号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第3号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第7～第9 第4号議案～第6号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第7. 第4号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、日程第8. 第5号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回）、日程第9. 第6号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2回）の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、まず第4号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正から成っております。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして御説明いたします。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ43,878千円を追加し、総額をそれぞれ3,519,252千円とするものでございます。

補正の内容につきまして、5ページの次のページから掲載しております補正予算説明書のほうで説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

まず、歳入です。

1款. 分担金及び負担金では、1項7目の消防費負担金を減額いたしております。消防債の償還に係る地方交付税措置額の確定に伴うもので、地方交付税措置額を受け入れて負担いただいている武雄市の負担金が減額となるものです。

5款の繰入金では、消防職員の早期退職が2名生じたことに伴い、職員退職手当基金繰入金を増額いたしております。

7款. 組合債の減額は、嬉野消防署の消防ポンプ自動車購入費の確定に伴うものでございます。

8款. 諸収入では、2項2目の消防費雑入で、コミュニティ助成事業の助成金を計上しております。消火器使用法訓練装置の購入に対する財団法人自治総合センターからの助成金の

確定に伴うものでございます。

次に、(4)ページからの歳出について御説明申し上げます。

今回の歳出の補正は、事業費の確定や今後の予算執行見込額に基づく補正を行っております。

補正の主な内容について申し上げます。

まず、2款．総務費の1項1目．一般管理費の2節．給料及び3節．職員手当等の減額の補正は、主に今年度の人事院勧告による給与改定に伴うものです。

次に、(6)ページをお願いします。

(6)ページの4款．衛生費の1項1目．ごみ処理センター費では、19節．負担金補助及び交付金で、鹿島市、太良町に対する遠距離搬入補助金の増額をお願いしております。車両燃料費の単価アップによるものです。

次に、(7)ページの2目．葬斎公園費の13節．委託料の減額は入札減に伴うものです。

次に、5款．消防費です。1項1目．常備消防費の3節．職員手当等の増額は、今年度の人事院勧告に伴う期末手当の減額の一方で、2名の早期退職者が生じたことに伴い、退職手当を増額することによるものです。

また、4節．共済費の共済組合負担金の増額は、負担率のアップに伴うものでございます。

18節．備品購入費では、模擬消火訓練装置セットの購入費を計上いたしております。これは、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用して購入するものでございます。

この装置は、モニター画面に火災の映像が放映されて、訓練用放水器の水を放射して、命中すれば自動的に火災が消火するという装置で、住民への消火器の使用方法の指導に活用していくことといたしております。

2目．消防施設費では、事業費の確定に伴う補正をいたしております。

次に、(8)ページをお願いします。

(8)ページの7款．予備費につきましては、1款から5款までの減額した補正額について予備費に組み替えを行ったことに伴い、増額の補正となっております。

なお、この予備費については、今年度の決算剰余金として24年度へ繰り越して、24年度の各市町負担金の調整財源としていくことといたしております。

なお、参考資料として、(17)ページに各事業区分ごとの予備費明細書を、また(18)ページには、消防費負担金の補正に伴う補正後の市町負担金一覧を掲載しております。

続いて、債務負担行為の補正について御説明いたします。

予算書の4ページをごらんください。

今回の債務負担行為の補正は変更でございまして、財務会計システムリース料の確定に伴い、限度額を減額するものでございます。

続いて、5ページの地方債の補正について御説明いたします。

今回の地方債の補正も変更でございまして、消防ポンプ自動車購入費の確定に伴い、借り入れる組合債の限度額を減額するものでございます。

以上、第4号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）について御説明いたしました。

引き続きまして、第6号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

ふるさと市町村圏特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳出の補正を行うものです。

歳出予算の補正内容について、補正予算説明書で御説明いたします。

(2)ページをごらんください。

今回の歳出予算の補正は、事業費の確定や今後の予算執行見込みに基づく補正をいたしております。

2款. 予備費では、1款. ふるさと市町村圏事業費で減額した補正額は予備費に組み替えておりまして、増額の補正をいたしております。

以上、第6号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2回）について御説明いたしました。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○介護保険事務所長（富永 誠君）

引き続きまして、第5号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算について御説明をいたします。

補正の内容は、議案書1ページに記載のとおり、歳入歳出それぞれ25,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15,481,620千円とするものであります。

内容の御説明につきましては、別冊の資料-1、予算に関する説明資料により行いたいと思います。資料-1のほうをごらんいただけますでしょうか。

資料－１の１ページ、総括表をごらんいただきたいと思います。

会計区分、２の介護保険特別会計です。主な補正内容は、１つ目が地域支援事業で雇用しております非常勤職員の人件費減額に伴う歳入歳出の調整、２つ目が職員人件費、認定審査会等の事務経費の不用額についての減額で、合計25,376千円を減額しております。

このほか、本会計の市町負担金の調整が必要となっております。2010年国勢調査の確定値、平成23年度基準財政需要額、平成22年度給付実績など、最新の数値を用いまして負担金額を積算し、事務経費に係る負担金の減額とともに調整を行っております。

歳入歳出の内訳は10ページから13ページに記載をしております。

まず、12ページの歳出から御説明をいたします。

今回の補正は、１款の総務費と３款の地域支援事業費です。

総務費では、給与改定に伴います職員人件費の減で11,074千円、認定申請件数の減に伴う認定調査費、認定審査会開催費用の減で9,073千円、ほか事務費、維持費等に不用額が生じたため、合計25,123千円の減額をいたしております。

地域支援事業費は、任意事業で雇用をしております非常勤嘱託職員の人件費の減が主なものでございます。

10ページの歳入にお戻りください。

総務費の財源は、すべて市町からの負担金でございますので、分担金及び負担金が25,123千円の減、地域支援事業費につきましては、国、県、市町等の負担割合に応じて歳入を253千円減額いたしております。

飛びまして、18、19ページに先ほど申し上げました市町別負担金の算定に用います高齢者人口、基準財政需要額等の最新値で算出をいたしました２月補正後の負担金を掲載いたしております。

なお、市町負担金につきましては、第５号議案書の(12)ページ、最後のページにも区分ごとに掲載をいたしております。

以上で第５号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

これより３議案に対する質疑を一括して行います。なお、質疑される場合は、一般会計、

特別会計名を言ってから質疑を行ってください。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑を終わります。

それでは、一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。

第4号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第4号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第5号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第5号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第6号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第6号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明25日から3月26日までの31日間は休会といたします。

次の会議は3月27日、午後2時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時29分 散会